平成２７年（フ）第２２４号
大阪府泉佐野市上瓦屋662番地の３
債務者　森　　政子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
大阪府貝塚市加神１丁目17番21―202号
債務者　吉田　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
大阪府貝塚市加神１丁目17番21―202号
債務者　鎌田　慶子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番２―605号
債務者　西川　桂子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
大阪府貝塚市堀１丁目９番８―307号、前住所大阪府泉佐野市市場西１丁目６番51号
債務者　辻野　厚子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
大阪府貝塚市三ツ松472番地２
債務者　品田佐智子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
大阪府貝塚市三ツ松472番地２、前住所大阪府貝塚市東山１丁目26番10号
債務者　福居　峰希
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
大阪府阪南市尾崎町５丁目37番４号
債務者　小山　幸美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
大阪府貝塚市麻生中795番地１グランエクセル麻生中203号
債務者　石間伏秀樹
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
大阪府貝塚市福田31番地カーサ福田202号、前住所大阪府貝塚市海塚200番地１―15棟402号
債務者　中村　孝行
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５１３号
大阪府八尾市青山町２丁目７番11号
債務者　飯間　久晋
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８号
静岡県袋井市上山梨941番地の１　テンヤハウス201号室
債務者　松下　美和
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
東京都東村山市秋津町３丁目50番地13
債務者　中川西雅子（旧姓勝山）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５４号
岡山市南区福田1007番地１キャイヴィレッヂ101号、旧住所岡山市北区田中625番地13セジュールショウ201号
債務者　吉岡　朗子（旧姓穴見）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３５５号
東京都足立区保木間４丁目32―４　キャピタル竹ノ塚Ａ201
債務者　仲田　　實
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４０９号
東京都世田谷区若林４丁目19―７―401
債務者　三上のり子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２９号
埼玉県久喜市南栗橋２丁目11―11
債務者　蓮見かよ子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部